

平成23年4月18日

大 学 長 様

新潟県教育委員会教育長

平成23年度新潟県大学奨学生の募集について（依頼）

日ごろ、当県の奨学金業務に御協力いただき感謝申し上げます。

今年度も新潟県大学奨学生を別紙「募集案内」により募集しますので、貴校学生に周知の上、下記により出願者の取りまとめをお願いします。

記

- 1 取りまとめに当たっては、推薦調書の作成及び申込書類の点検（例年、成績要件を満たさない申込みがありますので、調査書又は成績証明書等については、本人から受領後、開封の上、申込資格があるか確認してください。）についても併せて御配意願います。
- 2 別紙「新潟県奨学金貸与申込書受領確認FAX」に学校名・担当者名と送付先FAX番号を記入して貸与申込書と併せてご提出ください。貸与申込書を受領後、FAXで受領確認を送信します。  
なお、貸与申込書の送付から1週間経過しても受領確認のFAXが届かない場合は、下記担当までご連絡くださるようお願いいたします。
- 3 新潟県奨学金に申込可能な学生の大部分が、日本学生支援機構奨学金の申込基準を満たすと思われますので、日本学生支援機構奨学金にも申し込むよう御指導願います。  
（ただし、新潟県奨学金は日本学生支援機構の第1種奨学金（無利子）との併用を認めておりませんので、同時申込みは可能ですが、両方採用された場合、どちらかを辞退していただくこととなります。）
- 4 用紙が不足の場合はコピーしてください。

担 当

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県教育庁高等学校教育課審査調整係  
電話：025-280-5609 伊藤



**平成23年度**

**新潟県奨学金**

**奨学生募集案内**

**《大学・短大》**

申込期間 平成23年6月1日(水)～平成23年6月30日(木)(当日消印有効)

※ 書類不備の申込みは選考対象になりませんので、案内をよく読んで申し込んでください。(やむを得ず必要書類が申込期間内に添付できない場合は、先行して申込書のみ提出も認めます。必要書類取得後、追加提出してください。)

※ 上記の申込期限は県への期限です。学校への申込期限ではありませんので注意してください。

**新潟県教育委員会**

— 担 当 —

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県教育庁高等学校教育課審査調整係

電話：025-280-5609

用紙はコピー使用可(両面)



平成23年度新潟県大学奨学生募集要項

1 趣 旨

教育の機会均等を図るため、特に人物・学力ともに優秀であって、経済的理由により大学・短期大学において修学が困難と認められる者に対し、奨学金を貸与して在学中勉学に専念することのできるよう援助を与えることを目的とする。

2 採用予定人数

90人程度

3 申込資格

県内に居住する者の子弟で、国内の大学・短期大学に在学し、下記の(1)～(3)のいずれにも該当し、経済的理由により大学・短期大学での修学が困難な者であること。

(注) 上記の大学・短期大学とは、学校教育法による大学の学部・学科(課程)、短期大学をいい、国・公・私立及び昼・夜間の別は問わない。ただし、通信教育部、専攻科、別科、大学の付属施設(例えば看護学校等)、放送大学、自治医科大学、産業医科大学、防衛大学校等は対象とならない。

※ なお、再入学又は編入学をした者が、以前に在学した大学・短大で、日本育英会・日本学生支援機構の第1種奨学金(無利子)又は県の奨学金の貸与を受けていた場合の貸与月数の上限は、以下のとおりとする。

貸与可能月数＝在学する大学・短大の最短修業年限の月数 － 以前貸与を受けた月数

(1) 成績基準

- ・ 1年生については、高校等における学習成績の評定を、全履修科目について、平均した値が3.5以上(5段階評価)であること。(大学入学資格検定及び高校卒業程度認定試験(以下「高卒認定(大検)等」という。)合格者は除く。)
- ・ 2年生以上については、申込時までの大学の成績で、良以上又はB以上が全履修科目数の50%を超えること。

(2) 所得基準

本人の保護者(父及び母。母子家庭の場合は母。父子家庭の場合は父。前記以外の場合は後見人)の1年間の認定所得金額が、別表第1の収入基準額以下であること。

(4ページ以下の大学奨学生所得基準参照)

(3) 日本学生支援機構の第1種奨学金(無利子)貸与を受けていない者

(第1種奨学金は県と重複して申込をすることはできません)

#### 4 奨学金の貸与月額

入学年度	学年	国公立短大 及び大学	私立短大		私立大学	
			自宅	自宅外	自宅	自宅外
平成18～23年	1～6	41,000円	43,000円	48,000円	44,000円	51,000円

(注 5・6年生は医学部、歯学部学生対象)

#### 5 貸与の始期及び終期

平成23年4月分からその者の在学する大学・短大の最短修業年限の終期までとする。

#### 6 提出する書類 (◎提出した書類は返却しませんので注意してください。)

※やむを得ず必要書類が申込期間内に添付できないときは、「奨学金貸与申込書」を先行して提出してください。(必要書類取得後、追加で提出してください。)

##### (1) 奨学金貸与申込書

##### (2) 成績を証明する書類

- ・ 1年生は、出身高等学校所定の調査書又は成績証明書 (本人開封無効)  
(卒業した年度の最終の成績まで記載されているものを提出してください。)
- ・ 2年生以上は、大学・短大の成績証明書 (本人開封無効)
- ・ 高卒認定 (大検) 等に合格した者は、高卒認定 (大検) 等の合格成績証明書 (ただし、科目の一部免除を受けた者は、免除を受けた科目の成績証明書も必要)

##### (3) 奨学生推薦調書 (11ページの様式) (大学・短大で記入)

##### (4) 収入等に関する証明書 [本人の保護者 (父及び母、母子家庭の場合は母、父子家庭の場合は父、前記以外の場合は後見人) についてのみ必要]

##### ●必ず必要な書類

##### (ア) 市町村役場発行の平成23年度所得証明書 (父・母とも必ず必要)

(平成22年分の所得を証明するもの。無職無収入であっても提出のこと。)

##### ○世帯の状況により必要な書類

- (イ) 年金受給者の場合は、その額が分かる書類 (年金の源泉徴収票、支払通知書等)
- (ウ) 平成22年1月以降に新たに就職又は転職した場合は、給与等支払 (見込) 額証明書 (13ページの様式) 又は給与月額支払明細書 (平成23年分全部)
- (エ) 雇用保険 (失業給付) 受給者 (予定者含む) は雇用保険受給資格証の写し

#### 7 申込期間

平成23年6月1日(水)から平成23年6月30日(木)まで (当日消印有効・期限厳守)

※申込期限は県への期限です。学校への申込期限は各学校にお問い合わせください。

#### 8 提出先

在学校の奨学金担当窓口

## 9 採用の決定及び通知

採用の決定は、9月上旬の予定で大学長を経て通知する。

## 10 奨学金の交付時期

初回の送金は10月末（4月～12月分）の予定

## 11 連帯保証人及び保証人

採用が決定し、貸与を受ける際には、連帯保証人（原則父又は母）1人及び保証人（本人、連帯保証人と世帯を異にし（原則別住所）、独立の生計を営み、いつでも本人と連絡のできる者で65歳未満の者）1人が必要です。また実印の押印及び印鑑登録証明書の提出も必要となります。

（採用後に、連帯保証人及び保証人の関係書類の提出がない場合は、奨学金を貸与することはできませんので注意してください。）

## 12 奨学金の返還について

奨学金の貸与が終了すると、返還の義務が生じます。返還金は、後輩奨学生の奨学金として直ちに活用される重要なものです。

奨学金の貸与終了に当たって、「借用証書」を提出しなければなりません。その際にも連帯保証人及び保証人による署名及び実印の押印が必要となります。

返還方法には、「年賦（1年に1回返還）」と「半年賦（1年に2回返還）」があり、借用証書提出時に選択します。

奨学金は無利子です。貸与総額に応じた年数（最長15年）以内に返還しなければなりません。また、貸与総額に応じて、1年間に返還しなければならない最低金額（基準最低年賦額）が決まっています。

### <返還例>

平成23年3月大学卒業者（4年間貸与。年賦選択。基準最低年賦額で返還）

区分	貸与月額	貸与（返還）総額	年賦返還額	返還年数
私立自宅外	51,000円	2,448,000円	175,000円	14

※返還総額が年賦返還額で割り切れないため、返還最終回のみ支払額 173,000円

- 1 本人の保護者（父及び母。母子家庭の場合は母。父子家庭の場合は父。前記以外の場合は後見人）の1年間の認定所得金額が別表第1の収入基準額以下であること。

別表第1 収入基準額

区 分	収 入 基 準 額
世帯人員 2 人	2 8 2 万円
3 人	3 2 8 万円
4 人	3 5 5 万円
5 人	3 8 2 万円
6 人	4 0 2 万円
7 人	4 2 2 万円
8 人	4 4 2 万円

(備考)

世帯人員が8人を超える場合は、  
1人増すごとに20万円を世帯人員  
8人の収入基準額に加算する。

- 2 前項の認定所得金額とは、本人の保護者（父及び母。母子家庭の場合は母。父子家庭の場合は父。前記以外の場合は後見人）の金銭、物品などの1年間の総収入金額を次のア、イにより計算した金額から、別表第2の特別控除額を控除した金額をいう。

ア 給与所得の場合

年 間 総 収 入 金 額	給 与 所 得 金 額
3 2 9万円以下の場合	0円
3 3 0万円以上4 0 0万円以下の場合	収入金額×0. 8－2 6 3万円
4 0 1万円以上8 7 8万円以下の場合	収入金額×0. 7－2 2 3万円
8 7 9万円以上の場合	収入金額－4 8 6万円

(注) 1万円未満は切り捨て。

(注) 同一人で、2か所以上から収入があり、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算した後、この計算式により算出する。

イ 給与所得以外の場合

収入金額（又は売上高）から、必要経費を差し引いた金額を記入する。

必要経費とは、事業所得においては売上品原価と営業経費（雇人費、減価償却費、業務に係る公租公課等）との合計額であり、農業所得では、肥料、種苗、蚕種、飼料、動力機の燃料等（過去1か年の収入を得るために実際に消費した分）の購入費の合計額である。

(注) 1万円未満は切り捨て。

別表第2 特別控除額表

大学・短大

区分	特別の事情	特別控除額						
A 世帯 を 対 象 と す る 控 除	(1)母子・父子世帯であること。	49万円						
	(2)就学者のいる世帯であること。 (児童・生徒・学生1人につき)	小学校	8万円					
		中学校	16万円					
		高等学校	国・公立	自宅通学	自宅外通学			
			私立	28万円	47万円			
		高等専門学校	国・公立	41	60			
			私立	36	55			
		大学	国・公立	60	80			
			私立	59	102			
		専修学校	高等課程	101	144			
			専門課程	17	27			
		国・公立	37	46				
		私立	22	62				
	72	112						
(3)障害のある人のいる世帯であること。	障害のある人1人につき (障害者手帳の写しなどの証明書類必要) 86万円							
(4)長期療養者のいる世帯であること。	療養のため経常的に特別な支出をしている金額。(証明書類必要) 診療代、治療代、医薬品代等に限り、 <u>食費等は対象としない。</u>							
(5)主たる家計支持者が別居している世帯であること。	別居のため特別に支出している金額。ただし、71万円を限度とする。 住居費、光熱水道費等に限る。(領収書など証明書類必要)							
(6)火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯であること。	日常生活を営むために必要な資材あるいは、生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額。(証明書類必要)							
B 本と 人す る 対 控 除 象	国・公立	<table border="0"> <tr> <td>自宅通学</td> <td>28万円</td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>72万円</td> </tr> </table>	自宅通学	28万円	自宅外通学	72万円	に授業料年額を加えた額	
	自宅通学	28万円						
自宅外通学	72万円							
私立	<table border="0"> <tr> <td>自宅通学</td> <td>44万円</td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>87万円</td> </tr> </table>	自宅通学	44万円	自宅外通学	87万円	に授業料年額を加えた額		
自宅通学	44万円							
自宅外通学	87万円							

- 備考
- 1 A欄の「(2) 就学者のいる世帯であること。」の控除は申込者本人を除く世帯員を対象とする控除である。
  - 2 B欄は、申込者本人のみを対象とした控除である。
  - 3 B欄の授業料年額とは、在学している学校の申込時における授業料年額(入学金、施設整備費、実習費等を除く。)である。
  - 4 該当する特別の事情が2以上ある場合は、それらの控除額をあわせて控除することができる。



## 奨学金貸与申込書記入の注意

大学・短大

新潟県奨学金は、学生本人に貸与するものです。申込書は学生本人が記入してください。  
申込書は、選考上の大切な資料です。事実をありのままに記入してください。

- 1 「氏名」欄には、必ず戸籍謄本に記載されているものを記入してください。
- 2 「家族住所」欄は、住民票に記載されているものを記入してください。
- 3 「家族」欄は、生計を一にしている者は、同居・別居を問わず、全員記入してください。  
死亡、生別の場合は、記入する必要はありません。
- 4 「続柄」欄は、申込者本人からみた関係を記入してください。
- 5 「年齢」は、平成23年4月1日現在で記入してください。
- 6 「職業」は、食料品小売業、鮮魚卸売商、会社員、公務員など詳しく記入してください。  
年金、恩給、家賃収入、利子収入などの収入がある者については、「職業」欄に収入の種類を記入してください。
- 7 「就学者」とは、次の学校に在学する者に限ります。
  - ・ 大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、特別支援学校、専修学校（高等課程、専門課程）。

(注) 予備校、各種学校、防衛大学校、海上保安大学校、職業訓練校、専修学校の一般課程等に在学している者は、「就学者を除く家族」欄に記入してください。
- 8 「収入金額」の記入にあたっては、次のことに注意してください。
  - (1) 本人の保護者（父及び母。母子家庭の場合は母。父子家庭の場合は父。前記以外の場合は後見人）のみ記入してください。
  - (2) 平成22年の1年間の総収入金額（税込）を記入してください。
  - (3) 同一人について2種類以上の収入がある場合は、上下に区分して記入してください。
  - (4) 申込時現在無職無収入の場合は、所得金額欄に0円と記入してください（ただし、雇用保険等受給者は保険金額を記入し、証明書類を添付してください）。
  - (5) 平成22年1月以降に、就職、転職したときは、給与等支払（見込）額証明書（13ページの様式）をもとに、平成23年の収入見込金額を記入してください。
- 9 「所得金額」欄は、次の方法で計算して記入してください（1万円未満の端数は切捨て）。
  - (1) 給与所得（年金等含む）の場合 ※1万円未満は切り捨て

年 間 総 収 入 金 額	給 与 所 得 金 額
329万円以下の場合	0円
330万円以上400万円以下の場合	収入金額×0.8－263万円
401万円以上878万円以下の場合	収入金額×0.7－223万円
879万円以上の場合	収入金額－486万円

(注) 同一人で、2か所以上から収入があり、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算した後、この計算式を行ってください。

- (2) 給与所得以外の場合 ※1万円未満は切り捨て  
収入金額（又は売上高）から、必要経費を差し引いた金額を記入してください。  
必要経費とは、事業所得においては売上品原価と営業経費（雇人費、減価償却費、業務に係る公租公課等）との合計額であり、農業所得では、肥料、種苗、蚕種、飼料、動力機の燃料等（過去1か年の収入を得るために実際に消費した分）の購入費の合計額です。
- 10 「特別控除額」欄のうち、以下のものについては証明書類が必要となります。
- (1) 障害のある人のいる世帯
- ・ 障害者手帳の写し等
- (2) 長期療養者のいる世帯
- ・ 療養のため経常的に特別な支出をしている金額にかかる直近3ヶ月分の領収書等の写し。（今後の療養期間に応じて年間の支出金額を算出できるもの。）ただし、診療代、治療代、医薬品等に限り、食費等は対象としません。
- ※ 長期療養者とは、申込時現在6ヶ月以上にわたる期間療養中、又は療養を必要とする人で、療養を終わった人は対象としません。
- (3) 主たる家計支持者が別居している世帯
- ・ 別居のために特別に支出している金額にかかる直近3ヶ月分の領収書等の写し。（今後の必要期間に応じて年間の支出金額を算出できるもの。）ただし、71万円を限度とし、住居費、光熱水道費等に限りです。
- (4) 火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯
- ・ 被害を受けたことを証明するもの、その他必要と認められるもの。
  - ・ 修繕費用の領収書等、未修繕の場合は修繕見積書
  - ・ 保険や公的支援を受けた場合は、その金額の分かる書類
- 11 「奨学金貸与を希望する理由」欄は、「経済的理由のため」等の一言ではなく、奨学金を申し込むに至った事情などを具体的に記入してください。
- 12 「連帯保証人」は、原則、保護者（父又は母）ですが、事情によってはこれに代わる適当な者を選定してください。「連帯保証人」は成年者であって、将来本人と連帯して弁済の責任を負います。
- 13 「連帯保証人」の氏名は、必ずその人に自署、押印してもらってください。その印鑑が申込者本人のものと同ーである場合は、書類不備となりますので注意してください。

※申込書の記入は必ず学生本人がすること

大学・短大

大学・短大奨学金貸与申込書

刀カナ		本人現住所 〒		電話番号		
氏名		男・女				
H・S		年 月 日生 (満 歳)		※自宅・自宅外		
※国公立 私立		※大学 短期大学		学部 学科 第 学年 ※昼間部・夜間部		
平成 年度 ※入学・編入学 平成 年 月卒業予定		授業料 (年額)		家族住所 〒 電話番号		
同一生計の家族 別居者に×印	続柄	氏 名	年齢	職 業	収入・売上金額	所得金額
					円	円
所得金額合計 ①					円	
就学者	続柄	氏 名	在学学校名	学年	※通学別	特別控除額
	本人		立	学年	自宅・自宅外	
			立	学年	自宅・自宅外	② 円
			立	学年	自宅・自宅外	③ 円
		立	学年	自宅・自宅外	④ 円	
所得から差し引かれる金額	A	ア 母子・父子世帯 (一律49万円)			⑤	円
		イ 障害のある人のいる世帯 (1人につき86万円)			⑥	円
		ウ 長期療養者のいる世帯			⑦	円
		エ 主たる家計支持者が別居している世帯 (71万円限度)			⑧	円
		オ 火災・風水害、盗難などの被害を受けた世帯			⑨	円
	B	ア 就学者控除 (国公立：自宅28/自宅外72万円、私立：自宅44/自宅外87万円)			⑩	円
	イ 授業料年額 (入学金、施設整備費、実習費などを除く)			⑪	円	
[②~⑪の計] 特別控除額合計					⑫	円
学校記入欄		[①-⑫] 認定所得金額			⑬	円
		世帯人員 ( 人 )			⑭	円
保証人 (連帯保証人と別世帯 (原則別住所)、別生計の65歳未満の方) の有無					※ 有・無	
注:「無」の場合は、奨学金の貸与はできません。						
奨学金貸与の際には、連帯保証人と別世帯 (原則別住所) で、生計を別にする65歳未満の保証人が必要となります。また、連帯保証人とともに、誓約書への実印押印と印鑑登録証明書の添付が必要になります。						

申込者は 内を記入すること。

※は該当するものを○で囲むこと。

申込書の記入内容は奨学生の選考や連絡に使用するのためのものです。

裏面あり 【コピー使用可】

奨学金貸与を希望する理由

(学生本人が具体的に記入すること。「経済的理由のため」等の一言のみでは受け付けられません。)

---



---



---



---



---



---



---



---

日本学生支援機構の第1種奨学金申込 有 ・ 無      日本学生支援機構の第2種奨学金申込 有 ・ 無

以前に大学・短大で日本育英会・日本学生支援機構の第1種奨学金、又は県の奨学金の貸与を受けたことの有無      有 ・ 無      有の場合の学校名：      有の場合の貸与月数      ヶ月

本人の最終学歴

平成      年      月      ※

ア (      ) 中等教育学校・高等学校・学校卒業  
 イ 大学入学資格検定・高校卒業程度認定試験合格  
 ウ (      ) 大学・専修学校      卒業・中退

※該当するものを1つ○で囲み (      ) に学校名を記入する

以上のとおり記載事項に相違ありません。貴県の奨学生として採用していただきたくお願いします。奨学生として採用の上は、貴県奨学金貸与条例に従い奨学生としての責務を果たすことはもとより、奨学金の返還についても誠実にその義務を履行いたします。

上記のとおり連帯保証人と連署して誓約いたします。

平成      年      月      日

新潟県教育委員会 様

本人氏名 \_\_\_\_\_ ㊟  
 (必ず本人が署名押印のこと。)

連帯保証人氏名 \_\_\_\_\_ ㊟  
 (必ず連帯保証人が署名押印のこと。本人と同じ印鑑を押印しないこと。)

連帯保証人関係事項	現住	〒	本人(申込者)との続柄	原則父又は母	生年	昭和
	住所	電話番号	職業		月日	年 月 日生
※必ず連帯保証人が記入すること	勤務先	事業所			年齢	満 歳
		事業所所在地				
		電話番号				



(平成22年1月以降新たに就職または転職した者用)

新潟県奨学金貸与申請用  
給与等支払(見込)額証明書

(単位：円)

氏名		就職年月日		
昭和 年 月 日生		平成 年 月 日		
支払月	給与等支払(見込)額	控除額		摘要
		所得税	社会保険料	
23. 1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
賞与				
賞与				
賞与				
合計				

平成23年中の給与等(見込)額について、上記のとおり証明します。

平成 年 月 日

事業主 氏名

TEL (      -      -      )

印

※平成23年1月から12月までの支払(見込)額を記入してください。  
 ※平成23年の途中で就職した場合は、就職した月から1年間分の見込みを記載してください。(その場合は、表中の支払月を訂正して記入してください。)

記入例

※申込書の記入は必ず生徒本人がすること

大学・短大

大学・短大奨学金貸与申込書

氏名 新瀧 一郎 (男・女)		本人現住所 〒943-1234 電話番号 025-000-0000	
(H) S 3年12月10日生(満18歳)		上越市中屋敷1-2-3	
※国公立 (私立) 越後 短期大学 経済学 学部 経済学 学科 第1学年 ※昼間部・夜間部		※自宅・自宅外	
平成23年度 入学・編入学 ※入学 3月卒業予定	授業料(年額) 800,000円	家族住所 〒950-8570 電話番号 025-285-5511	新潟市中央区新光町4-1
続柄 父	氏名 新瀧 太郎	年齢 50	職業 会社員 農業
続柄 母	氏名 花子	年齢 48	職業 パート
続柄 祖父	氏名 一太郎	年齢 79	職業 無職
続柄 姉	氏名 長子	年齢 27	職業 会社員
同一生計の家族別居者に×印			
収入金額 765万円		所得金額 P.4の2のア給与所得の場合の式より 765万円 × 0.7 - 223万円 = 312万円	

<父の平成22年分の所得証明書>

平成23年度 所得証明書 氏名 新瀧 太郎

平成22年分所得 給与収入 7,651,942円

給与所得 5,686,747円

農業所得 497,000円

この世帯の場合、ア 総所得金額 361万円 イ 特別控除額 183万円 本人(私立自宅外)87万円+80万円(授業料年額)16万円 妹 アーイ(認定所得額) = 178万円 収入基準額(6人家族)402万円 ≥ 認定所得金額 178万円 であるため、所得面での申込資格があります。